

研究資料

大学テニス部のグッドガバナンスに関する調査 — スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨に照らした検討 —

発田志音（慶應義塾大学），山本 衛（東京弁護士会）
平田大輔（専修大学），三橋大輔（筑波大学）

A Survey on Good Governance in College Tennis Teams — Consideration Based on the Purpose of the Sports Organizations Governance Code —

Shion Hotta (Keio University)
Mamoru Yamamoto (Tokyo Bar Association)
Daisuke Hirata (Senshu University)
Daisuke Mitsuhashi (University of Tsukuba)

Abstract

In 2019, the Japan Sports Agency formulated the Sports Organizations Governance Code to enhance the value of sports by preventing scandals in sports organizations. The code consists of several principles regarding institutional design and information disclosure, which each sports organization is expected to follow voluntarily. This does not directly apply to college sports teams, but only to “organizations of which the main purpose is to carry out business for the promotion of sport” as referred to in Article 2, Section 2 of the Basic Act on Sports. However, as seen in the scandal of the American football team of Nihon University, it is necessary to strengthen the governance of college sports teams, to which college tennis teams are not an exception. Therefore, in this study, we attempted to understand the actual situation of governance in college tennis teams considering the purpose of the Sports Organizations Governance Code. The survey was conducted at 268 colleges registered with the All Japan Inter-Collegiate Tennis Federation, and the representatives of each college were asked to answer their demographics and respond to the assessment measures regarding the governance of college tennis teams. Simple tabulation and cross-analysis were conducted, and the Chi-square test or Fisher’s exact test were used at a significance level of five percent. Based on the results of this analysis, this study makes recommendations for the good governance of college tennis teams.

Key Word: governance code, good governance, college sports, tennis

I. はじめに

近年の我が国スポーツ界は、ラグビーワールドカップ（Rugby World Cup, 2019）やオリンピック競技大会（International Olympic Committee, 2020）など、メガスポーツ・イベントに関連する華やかな話題で盛り上がる機会が多かった（河鱈, 2019）。その一方で、一般社団法人日本ボクシング連盟（Japan Boxing Federation：以下、JABF）（2021）や日本大学アメリカンフットボール部（以下、日大アメフト部）（2021）などのスポーツ団体において、不祥事も相次いだ（松山, 2019）。こうした不祥事の要因は事案によって異なるが、共通する一つの背景として、我が国におけるスポーツ団体の多くが経済的・人材的な基盤の弱い中、スポーツを愛好してきた人々の自発的な努力によって支えられていることが挙げられる（スポーツ

庁, 2019b）。すなわち、そうした人々による善意やボランティア精神に基づく組織運営はスポーツの発展に貢献してきた一方、いわば「身内」による閉ざされた人間関係においては、コンプライアンス意識が徹底されにくいのである（スポーツ庁, 2019b）。また、我が国スポーツ界には、体育が軍隊養成に利用されていた時代の体質が引き継がれており、いわゆる「体育会系」という言葉に象徴されるような命令・服従の上下関係は依然として残っている（早川, 2018）。それゆえ、スポーツ団体で不適切な運営や不正があったとしても、構成員がそれを正せないという状況が存在するのである（文部科学省, 2018）。

そこで、2019年、スポーツ庁はスポーツの価値を毀損する不祥事の発生防止を通じたスポーツの価値向上を目

的として、スポーツ団体ガバナンスコード（Sports Organizations Governance Code：以下、SGC）（スポーツ庁、2019a）を策定した（表1）。このSGCは、金融庁および東京証券取引所が策定した、企業統治に関するコーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所、2021）を参考に、機関設計や情報開示に関する複数の原則から構成されている（坂東、2021）。そして、「スポーツ法」の一種であるこの原則（山崎、2018）を、各スポーツ団体は自発的に守ることが求められている。ただし、SGCは「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法2条2項）を対象としている。その例として、JABFや公益財団法人日本テニス協会（Japan Tennis Association：以下、JTA）（2021）といった中央競技団体（National Federation：以下、NF）のほか（スポーツ庁、2019b）、一般社団法人大学スポーツ協会（Japan Association for University Athletics and Sport：以下、UNIVAS）（2021）や一般社団法人東京都テニス協会（Tokyo Metropolitan Tennis Association：以下、TMTA）（2021）といった一般スポーツ団体（スポーツ庁、2019c）が挙げられる。そのため、SGCは大学運動部には直接適用されない。

しかしながら、SGCの本質は、不祥事の発生防止を通

じたスポーツの価値向上にある（スポーツ庁、2019b）のであって、適用対象となるスポーツ団体を限定することではない。そうであるとすれば、大学運動部もSGCを参考に、ガバナンスを強化するのが望ましいといえる。とりわけ、日大アメフト部における不祥事（長谷川、2019）にみられるように、「体育会系」という言葉に象徴されるような命令・服従の上下関係は、まさに大学運動部に強く根付いている（早川、2018）とされる。実際に、上級生が下級生を暴行する事案は、東洋大学陸上競技部（共同通信、2018）などで報告されているほか、東京富士大学女子ソフトボール部では指導者によるセクハラ事案も発生する（時事通信、2021）など、枚挙にいとまがない。そこで、我が国スポーツ界の未来を担う人材にコンプライアンス意識を徹底（文部科学省、2017）させるためにも、ガバナンス強化は重要であるといえよう。

ところが、学生主体で行われる大学運動部のガバナンスに関する学術的研究はほとんど行われてこなかった。実際に、大学スポーツにおける政策変更を考察したJames and Elizabeth（2019）のほか、大学組織のガバナンスを検討したCarnegie and Tuck（2010）、福留（2013）、および村澤（2014）など、大学運動部よりも大きな組織

表1 SGCを構成している原則の一覧

SGC<NF向け>	原則1	組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである
	原則2	適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである
	原則3	組織運営等に必要の規程を整備すべきである
	原則4	コンプライアンス委員会を設置すべきである
	原則5	コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである
	原則6	法務、会計等の体制を構築すべきである
	原則7	適切な情報開示を行うべきである
	原則8	利益相反を適切に管理すべきである
	原則9	通報制度を構築すべきである
	原則10	懲罰制度を構築すべきである
	原則11	選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである
	原則12	危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである
	原則13	地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである
SGC<一般スポーツ団体向け>	原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである
	原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである
	原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである
	原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである
	原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである
	原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである

におけるガバナンスを対象とした研究が先行研究の多くを占めている。また、法律学的視座に立っても、SGCやスポーツ基本法などを含めた「スポーツ法」体系全般において、その策定およびその後の運用に関して、法学者が解釈や批評を行うといった議論はほとんど行われていない（坂東, 2021）。

ところで、筆者らは、過去に大学運動部たる大学テニス部に所属して競技を行い、現在はその監督やコーチなどとして部活動を「ささえる」人材（発田, 2021）として活動している。その中で、我が国の大学テニス部は、その民主的運営や危機管理の側面でも多くの課題を抱えていると考えるようになった。実際に、大学テニス部におけるグッドガバナンス（Rothstein, 2012）は、個人競技というテニスの特性（Pepijin and Kavussanu, 2012）に基づく各部員の「違い」を乗り越えなければ実現できない点で、独特の難しさがある。その「違い」とは、具体的には各部員の競技レベルやモチベーション（Crespo and Reid, 2007）、価値観などの個人差であり、これらが大学テニス部における意思決定の場面や事故防止に向けた取り組みの過程で障害となり得る。他方で、大学テニス部においてグッドガバナンスを実現すれば、単に不祥事の発生を防止するのみならず、部員の集団凝縮性（Carron, 1982）を高め、ひいては競技力の向上に繋げられる可能性もある（野沢ほか, 2017）といえる。

そこで本研究の目的は、大学テニス部におけるガバナンスの実態をSGCの趣旨に照らして把握することとした。そして、本稿では大学テニス部のグッドガバナンスに向けた提言を行う。本研究の結果から、その実態に関する知見が得られれば、大学テニス部のガバナンス強化に向けた指針の策定が可能となるだけでなく、他の競技を含めた大学、高等学校および中学校などの運動部全般におけるグッドガバナンスを検討し、その重要性を訴求していく上でも有益な資料になると考えられる。

Ⅱ. 研究方法

1. 調査対象

全日本学生テニス連盟に登録する268大学を対象とし、各代表者に回答を求めた。なお、ここにいう代表者とは、大学テニス部の部長、監督、主将、主務およびそれらに準ずる者であり、男子部と女子部が全く別の組織であるといった事情が認められる場合を除き、一大学につき1件の回答を求めた。回答数は110件（41.0%）であり、その全て（100.0%）が有効回答であった。

2. 調査時期

調査時期は2021年6月26日から2021年7月28日であった。

3. 調査項目

調査項目は、調査協力校の属性、および大学テニス部のガバナンスに関する評価尺度（Assessment Measures Regarding Governance of College Tennis Teams：以下、AG-CT尺度）から構成されている。いずれの項目も、慶應義塾共通認証システムの調査フォームを用いて、Web上で回答を求めた。なお、その調査フォームはSSL/TLSによる通信経路暗号化とサーバー証明、ファイアウォールによるアクセス制限など、多層にわたる各種セキュリティ・個人情報保護対策を施している。

1) 調査協力校の属性

地域、競技力、および部員数を尋ねた（表2）。地域は、「北海道」が5.5%、「東北」が4.5%、「北信越」が13.6%、「関東」が21.8%、「東海」29.1%、「関西」が12.7%、「中四国」が5.5%、「九州」が7.3%であった。競技力は、「1部」が14.5%、「2部」が17.3%、「3部」が10.0%、「4部以下」が58.2%であった。「部員数」は、「1～19人」が46.4%、「20人以上」が53.6%であった。

表2 調査協力校の属性

		Count	%			Count	%
地域 (n=110)	北海道	6	5.5	競技力 (n=110)	1部	16	14.5
	東北	5	4.5		2部	19	17.3
	北信越	15	13.6		3部	11	10.0
	関東	24	21.8		4部以下	64	58.2
	東海	32	29.1	部員数 (n=110)	1～19人	51	46.4
	関西	14	12.7		20人以上	59	53.6
	中四国	6	5.5				
	九州	8	7.3				

2) AG-CT 尺度

AG-CT 尺度は、大学テニス部のガバナンスに関する 10 項目の尺度であり、民主的運営に関する項目、および危機管理に関する項目から構成されている (表 3)。その回答については、「はい」または「いいえ」の 2 件法 (矢嶋ほか, 2011) で自己評価させたほか、必要に応じて自由記述への回答も求めた。なお、AG-CT 尺度の作成は、SGC を参考にスポーツ法学者 2 名で行い、妥当性確保に尽くした。

4. 分析方法

調査協力校の属性、および AG-CT 尺度について、単純集計およびクロス分析を実施した。調査協力校の属性、および AG-CT 尺度のクロス集計表から、それぞれの関係が統計的に有意であるかを分析するために、カイ二乗検定を有意水準 5% で実施した。なお、その際、期待度数が 5 未満のセルや、最小期待度数が 1 未満のセルについては、フィッシャーの正確確率検定を改めて行い、正確な p 値を求めた。

また、L×M 分割表における 2 変数の相関の強さを表す、クラメールの連関係数 (以下、Cramer's V) も参照した。Cramer's V は 1 に近いほど 2 つの質的変数間の連関が強いと判断され (Akoglu, 2018)、具体的な効果の大きさは、小が 0.1、中が 0.3、大が 0.5 という水準が目安とされる (大淵, 2020)。

なお、これらの統計解析に用いたソフトウェアは、R Version 4.1.1 であった。

5. 倫理的配慮

調査に先立ち、全日本学生テニス連盟の代表者にそれぞれ調査目的、調査方法、情報の保護について文面で説明を行い、調査実施方法について検討を重ねた。そして、北海道学生テニス連盟、東北学生テニス連盟、北信越学生テニス連盟、関東学生テニス連盟、東海学生テニス連盟、関西学生テニス連盟、中四国学生テニス連盟、および九州学生テニス連盟を通じて、対象となる全日本学生テニス連盟登録 268 大学に対して調査フォーム URL を配布した。なお、調査フォームで回答者が容易に認識可能な位置に、(1) 調査目的、(2) 回答の任意性、および (3) 個人名・大学名を特定可能な情報として公開されない旨の説明文を記載し、回答することで調査への同意表明とみなされるものとした。

III. 結果

AG-CT 尺度の内容と、その単純集計結果を表 3 に示した。

1. 民主的運営に関する項目

民主的運営に関する項目では、(1) 適切な意思決定、および (2) 規程の整備について尋ねた。

1) 適切な意思決定

まず、「部の意思決定は多数決の原則を採用しているか (n=110)」を 2 件法で尋ねたところ、「はい」が 73%、「いいえ」が 27% であった。これに関して、具体的にどのような意思決定をしているか自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、「部員全員による多数決を実施している」「監督および幹部団の学生による合議を経て、その場で多数決を実施している」といった回答がみられた。それに対して、「いいえ」と回答した大学では、「監督が独断している」「主将が決める」「最上級生が決める」といった回答がみられた。加えて、部の意思決定に関して問題を感じた場面について自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、「投票をしない部員もいるため、多数決が正しく機能しているのかわからない」「学生の意見を多数決でまとめても、監督の一声で簡単に覆されてしまう」「部員によって、競技に対するモチベーションや目標に大きな差があるため、練習内容や強度をうまく決定できない」といった回答があった。それに対して、「いいえ」と回答した大学では、「競技レベルの高い部員の発言力が大きい」「部員の意見を聞かずに、監督の勝手な判断によって意思決定がなされている」といった回答があった。

次に、テニス部において男子と女子が合同で活動している大学のみを対象に、「男子部と女子部の力関係は対等か (n=87)」を 2 件法で尋ねたところ、「はい」が 87%、「いいえ」が 13% であった。ただし、ここにいう「対等」の解釈について調査フォーム上では明示しなかったため、個々の状況は大きく異なると考えられる。そこで、男子部と女子部の関係性で問題を感じた場面について、自由記述で尋ねたところ、「いいえ」と回答した大学では、「女子部は男子部に比べて人数が少ないため、発言力が弱いと感じる」「大学との連絡は男子部主将が代表している」「男子部と女子部で人数は異なるのにもかかわらず、割り振られているコート面数は等しいため、練習量に差がある」「男子のリーダーシップに女子が依存している状況にある」といった回答があった。

2) 規程の整備

続いて、「代表選手の選考は公平で合理的か (n=110)」を 2 件法で尋ねたところ、「はい」が 97%、「いいえ」が 3% であった。これに関して、具体的にどのような選考

表3 AG-CT 尺度の内容及び単純集計結果

項 目		はい (%)	いいえ (%)
民主的運営	① 部の意思決定は多数決の原則を採用しているか (n=110)	73.0	27.0
	・具体的にどのように意思決定をしているか		自由記述
	・部の意思決定に関して問題を感じた場面		自由記述
	② 男子部と女子部の力関係は対等か (n=87)	87.0	13.0
	・男子部と女子部の関係性で問題を感じた場面		自由記述
	③ 代表選手の選考は公平で合理的か (n=110)	97.0	3.0
	・具体的にどのような選考方法を採用しているのか		自由記述
	・代表選手の選考に関して問題を感じた場面		自由記述
	④ 部のルールは文章の形で定まっているか (n=110)	73.0	27.0
	・入退部手続き、部費、部員の責務など一般規程	72.7	27.3
危機管理	・罰則の内容・基準に関する規程	29.0	71.0
	・適正な会計・財産管理に関する規程	46.4	53.6
	・部の代表選手選考に関する規程	10.0	90.0
	⑤ 指導者や上級生による暴力等の予防策を実施しているか (n=110)	7.0	93.0
	・実際に実施している予防策		自由記述
	⑥ これまでに暴力等の行為が問題となり、部員を処分したことがあるか (n=110)	7.0	93.0
	・これまでに暴力等を予防する必要性を感じた場面		自由記述
	⑦ 練習中の事故や熱中症等について予防策を実施しているか (n=110)	80.0	20.0
	・具体的な予防策		自由記述
	⑧ 練習中の現場には指導者や責任者を配置しているか (n=110)	36.0	64.0
	・具体的に誰をどれほどの頻度で配置しているか		自由記述
	⑨ これまでに事故や熱中症等で対処に困ったことはあるか (n=110)	6.0	94.0
	・事故や熱中症の予防対策が必要であると感じた場面		自由記述
	⑩ 部内の会計管理のために記録をつけているか (n=110)	77.0	23.0
	・問題を感じた場面		自由記述

方法を採用しているのか、自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、「部内戦における上位選手から順番に選んでいる」「公式戦における成績と練習中の態度を総合的に考慮して決定している」「希望者を募って話し合う」といった回答があった。それに対して、「いいえ」と回答した大学では、「監督による独断であり、恣意的な決定が行われている」といった回答があった。加えて、代表選手の選考に関して問題を感じた場面を自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、「ダブルスはペアとの相性があるため、必ずしも個人の實力順に選ばれるとは限らず、選考における公平性確保が難しい」「部内戦の一発勝負で決まってしまう、必ずしも實力順にならない」といった回答があった。それに対して、「いいえ」と回答した大学では、「プレースタイルが監督の好みか否かで、代表選手は決定されており、不満を感じる部員がいる」といった回答があった。

また、「部のルールは文章の形で定まっているか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」が73%、「いいえ」が27%であった。これに関して、文章の形で定まっている規程について複数選択式(後藤ほか, 2003)で尋ねたところ、「入退部手続き、部費、部員の責務など一般規程」は72.7%、「罰則の内容・基準に関する規程」は29.0%、「適正な会計・財産管理に関する規程」は46.4%、「部の代表選手選考に関する規程」は10.0%であった。なお、ここにいう罰則とは、調査フォームにおいて「単に大学テニス部のルールに反した場合の部内処分」と定義し、大学当局による学生の懲戒処分などとは区別させている。

2. 危機管理に関する項目
危機管理に関する項目では、(1) 暴力・体罰・ハラスメント・いじめ等(以下、暴力等)の防止、(2) 事故の予防、および(3) 適正な会計管理について尋ねた。

2. 危機管理に関する項目

危機管理に関する項目では、(1) 暴力・体罰・ハラスメント・いじめ等(以下、暴力等)の防止、(2) 事故の予防、および(3) 適正な会計管理について尋ねた。

1) 暴力等の防止

まず、「指導者や上級生による暴力等の予防策を実施

しているか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」が7%、「いいえ」が93%であった。これに関して、実際に実施している予防策について自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、“罰を部則で定めて部員全員へ周知している”“罰ランを課す際に、体罰とならないように手続きを経るようにしている”“監督やコーチが部員に対する注意喚起を徹底している”といった回答があった。

次に、「これまでに暴力等の行為が問題となり、部員を処分したことがあるか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」が7%、「いいえ」が93%であった。これに関して、これまでに暴力等を予防する必要性を感じた場面について、自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、“先輩によるハラスメントがあった、講座を設けるなど指導が必要に思う”“伝統が新入生の負担になっていた”“過度な罰トレーニングを課していた”“SNSで特定の部員を誹謗中傷する事例が、ある時たまたま相談されて発覚した”“部活こそ全てと言われ、それ以外に何もさせてもらえない”といった回答があった。

2) 事故の予防

続いて、「練習中の事故や熱中症等について予防策を実施しているか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」が80%、「いいえ」が20%であった。これに関して、その具体的な予防策について自由記述で尋ねたところ、「はい」と回答した大学では、“こまめな水分補給を行うようにしている”といった回答が多くを占めていた。なお、それ以外には、“全員で事故予防に関する座学をした”“熱中症対策に関する資料を全員で確認した”“トレーナーまたはマネージャーを配置している”“アイスバスを設置している”といった回答があった。

また、「練習中の現場には指導者や責任者を配置しているか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」が36%、「いいえ」が64%であった。ただし、これに関して具体的に誰をどれほどの頻度で配置しているか、自由記述で尋ねた結果、毎回の練習で指導者や責任者を配置している大学は全体の約1割であった。

さらに、「これまでに事故や熱中症等で対処に困ったことはあるか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」は6%、「いいえ」は94%であった。これに関して、事故や熱中症の予防対策が必要であると感じた場面について、自由記述で尋ねたところ、“突然倒れた者への対処が迅速でなかった”“コート内に日陰がなく、リーグ戦で熱中症になった”“脱水症状で救急搬送された”“ウォーミングアップ中に部員同士が衝突して脳震盪になった”“気温

によって練習時間を変えるべきである”といった回答があった。

3) 適正な会計管理

最後に、「部内の会計管理のために記録をつけているか (n=110)」を2件法で尋ねたところ、「はい」が77%、「いいえ」が23%であった。これに関して、問題を感じた場面について自由記述で尋ねたところ、“盗難が発生したため管理体制に問題がある”“監督がボールを勝手に買いすぎて、部費が足りていない”といった回答があった。

3. クロス分析

調査協力校の属性、およびAG-CT尺度の関連性を表4に示した。分析にあたっては、調査協力校の属性のうち、「競技力」の中央値である4部を基準に、4部以下を「競技力の低い群 (Low Competitiveness: 以下, LC群)」, 3部以上を「競技力の高い群 (High Competitiveness: 以下, HC群)」と分類した。また、「部員数」の中央値である19人を基準に、19人以下を「部員数の少ない群 (Small Teams: 以下, ST群)」, 20人以上を「部員数の多い群 (Large Teams: 以下, LT群)」と分類した。

まず、「LC群とHC群で、AG-CT尺度におけるグッドガバナンス度合いが異なる」という仮説の検証を目的に、カイ二乗検定またはフィッシャーの正確確率検定を実施したところ、統計的有意差が確認できたのは、「代表選手の選考は公平で合理的か ($p<.05$)」であった。また、Cramer's Vは、0.445であり、LC群と比較してHC群において「はい」と回答した割合が多かった。

次に、「ST群とLT群で、AG-CT尺度におけるグッドガバナンス度合いが異なる」という仮説の検証を目的に、カイ二乗検定またはフィッシャーの正確確率検定を実施したところ、統計的有意差が確認できたのは、「練習中の事故や熱中症などについて予防策を実施しているか ($p<.05$)」であった。また、Cramer's Vは、0.355であり、ST群と比較してLT群において「はい」と回答した割合が多かった。

IV. 考察

本研究の目的は、大学テニス部におけるガバナンスの実態をSGCの趣旨に照らして把握することであった。調査対象校は、全日本学生テニス連盟に登録する268大学であり、各校の代表者に、調査協力校の属性、およびAG-CT尺度に関してWeb上で回答を求めた。そして、分析については単純集計およびクロス分析を行い、有意差検定はカイ二乗検定またはフィッシャーの正確確率検定

表 4 調査協力校の属性及び AG-CT 尺度の関連性

AG-CT尺度		属性	Cramer's V
民主的運営	① 部の意思決定は多数決の原則を採用しているか (n=110)	競技力	.057
		部員数	.048
	② 男子部と女子部の力関係は対等か (n=87)	競技力	.344
		部員数	.255
	③ 代表選手の選考は公平で合理的か (n=110)	競技力	.445 *
		部員数	.047
	④ 部のルールは文章の形で定まっているか (n=110)	競技力	.192
		部員数	.007
	⑤ 指導者や上級生による暴力等の予防策を実施しているか (n=110)	競技力	.123
		部員数	.055
危機管理	⑥ これまでに暴力等の行為が問題となり、部員を処分したことがあるか (n=110)	競技力	.036
		部員数	.087
	⑦ 練習中の事故や熱中症等について予防策を実施しているか (n=110)	競技力	.139
		部員数	.355 *
	⑧ 練習中の現場には指導者や責任者を配置しているか (n=110)	競技力	.063
		部員数	.034
	⑨ これまでに事故や熱中症等で対処に困ったことはあるか (n=110)	競技力	.248
		部員数	.023
	⑩ 部内の会計管理のために記録をつけているか (n=110)	競技力	.072
		部員数	.138

Note: *: $p < .05$

を有意水準5%で実施した。そこで以下では、調査結果を踏まえて、大学テニス部におけるガバナンスの実態をSGCの趣旨に照らして考察するとともに、グッドガバナンスに向けた提言を行う。なお、以下では特に断りのない限り、SGCとはSGC<NF向け>（スポーツ庁，2019b）を示すものとする。

1. 民主的運営に関する項目

民主的運営に関する項目では、(1) 適切な意思決定、および (2) 規程の整備について尋ねた。

1) 適切な意思決定

まず、大学テニス部の意思決定において多数決の原則を採用していると回答した大学は、約7割を占めていた。その一方で、“監督が独断している”といった回答もみられた。次に、男子部と女子部が合同で活動しているテニス部において、男女の力関係が対等であると回答した大学は約9割であった。もっとも、女子部のほうが男子部と比較して人数の少ない場合が多く、それによって発言力が相対的に不利であるとの報告もあった。

これを踏まえてSGCを参照すると、原則2において、外部理事や女性理事、アスリート委員会の設置など、適切な組織運営を確保するための体制を整備すべきであるとされている（表5）。すなわち、団体の意思決定は、多様な意見が反映される体制のもとで行われる必要があるのである。ところが、“部員の意見を聞かずに、監督の勝

手な判断によって意思決定がなされている”といった回答にみられるように、十分な体制が構築されていない大学テニス部が散見された。こうした状況は、大学テニス部員における集団凝縮性（Carron, 1982）の維持向上を図る上で不適切であると考えられる。なお、ここにいう集団凝縮性とは、各部員が自らの所属するチームに魅力を感じ、相互にまとまりを維持する社会的な力を指す。これが失われれば、チームは分裂する危険にさらされる。

そこで、各大学テニス部に対しては、意思決定の過程で、部長や監督ではない第三者による審査を行うことを提言する。そうした第三者には、いわば「身内」の閉ざされた人間関係にある学生同士では発見・改善することのできない、組織運営上の問題点を指摘する役割が期待される。実際に、“部員によって、競技に対するモチベーションや目標に大きな差があるため、練習内容や強度をうまく決定できない”といった回答があったが、まさにこうした状況において適切な指示を出すことが求められる。しかし、純然たる第三者による審査を行わせることは、現実的には予算的な限度などから困難な大学テニス部が多いと考えられる。そこで少なくとも、外部コーチやOB・OGなど、学生とは年齢の離れている社会人による審査を行わせることで、第三者による審査が実施されているに近い状況を実現することが適切であると考えられる。

2) 規程の整備

次に、大学テニス部における代表選手選考の過程が、公平で合理的であると回答した大学は9割以上であった。ただし、“プレースタイルが監督の好みか否かで、代表選手は決定されており、不満を感じる部員がいる”といった状況も報告されたほか、“ダブルスはペアとの相性があるため、必ずしも個人の實力順に選ばれるとは限らず、選考における公平性確保が難しい”“部内戦の一発勝負で決まってしまう、必ずしも實力順とならない”といった回答もあった。なお、クロス分析の結果、LC群よりもHC群において、公平で合理的であると回答した割合が高かったが、これは部内の代表争いがより熾烈であることを反映していると推察された。

続いて、大学テニス部におけるルールは文章の形で定まっているかについても尋ねたところ、文章の形で定まっていると回答した大学は約7割に上った。ただし、「代表選手の選考に関する規程」は1割の大学しか定めておらず、「罰則の内容や基準に関する規程」も、約3割の大学しか定めていなかった。

これを踏まえて、SGCを参照すると、原則3において、代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すべきであるとされている(表5)。また、原則10において、懲罰制度を構築すべきであるとされている(表5)。その内容として、処分の内容と、それに至るまでの手続きを文章で定め、かつ広く知らせることとなっている。

そこで、各大学テニス部への提言として、代表選手選考の方法や、罰則の内容および手続きは、部則など文章の形で定めることが挙げられる。例えば、“プレースタイルが監督の好みか否かで、代表選手は決定されており、不満を感じる部員がいる”との報告にみられるように、代表選手の選考が恣意的に実施されれば、部員の不満を生みかねない。そうであるとはいえ、実際には、指導者の戦略的な視点で代表選手選考やペア決定が行われている場合も多く、それを部員も深く理解しているケースも多いであろう。その場合には、少なくとも大会成績やランキングの目安を掲げた上で、指導者の主観的裁量で最終決定をする場合にはどのような観点を重視して選考を行うのか、その方針を定めるのが望ましい。加えて、選考理由を発表して選考基準の運用を透明化する姿勢も重要である。

また、詳しくは後述するが、上級生が下級生に対して恣意的に課す罰などは、それが伝統的に当然のものであったとしても、体罰やハラスメントと評価される可能性が高い。このように、「部の規律を保つため」「競技力強化のため」といった名目で、暴力等が容認される環境

を生まないためにも、大学テニス部におけるルールを文章で定めることは重要である。

2. 危機管理に関する項目

危機管理に関する項目では、(1) 暴力・体罰・ハラスメント・いじめ等(以下、暴力等)の防止、(2) 事故の予防、および(3) 適正な会計管理について尋ねた。

1) 暴力等の防止

まず、指導者や上級生による暴力等の予防策を実施していると回答した大学は、1割未満であった。これについて、予防策を実施している大学からは、“罰を部則で定めて部員全員へ周知している”“罰ランを課す際に、体罰とならないよう手続きを経るようにしている”“監督やコーチが部員に対する注意喚起を徹底している”といった取り組みが報告された。それに対して、これまでに暴力等の行為が問題となり、部員を処分したことがあると回答した大学も、1割未満であった。もっとも、“先輩によるハラスメントがあった、講座を設けるなど指導が必要に思う”“伝統が新入生の負担になっていた”“過度な罰トレーニングを課していた”“SNSで特定の部員を誹謗中傷する事例が、ある時たまたま相談されて発覚した”“部活こそ全てと言われ、それ以外に何もさせてもらえない”といった事例も報告された。こうした事象は発生すれば重大な問題になるため、予防が必要不可欠である。

これを踏まえて、SGCを参照すると、原則5において、コンプライアンス教育を充実させるべきとされている(表5)。また、一般スポーツ団体向けのSGCにおいても、原則3において、暴力行為等の根絶に向けたコンプライアンス教育を実施すべきとされている(表5)。実際に、“講座を設けるなど指導が必要に思う”との指摘もあることから、各大学テニス部への提言として、部員に対するコンプライアンス研修を実施することが考えられる。さらに、“SNSで特定の部員を誹謗中傷する事例が、ある時たまたま相談されて発覚した”との事例にみられるように、暴力等は、そもそも相談を行いにくく、問題事例の把握が困難という側面がある。そこで、SGCの原則9では、通報制度を構築すべきとされている(表5)。これを踏まえて、各大学テニス部においても、幹部学年などに、守秘義務を伴う相談担当者を設置するのが望ましいといえよう。その一方で、未熟な学生に対してこうした任務を行わせるのは、関係者との間で板挟みになったり、あるいは情報管理の責任が加重されたりと、相談担当者自身への負担が大きすぎる側面がある。その点で、大学テニス部の外部にそうした仕組みを設けるのが理想とい

え、各大学の実情に照らして慎重な検討が要請される。

加えて、各大学テニス部においては、暴力等の行為に対するサンクションを部則へ盛り込み、事前に告知すべきであると考え、実際に、SGCは原則10において、懲罰制度を構築すべきとしており（表5）、本調査においても“罰を部則で定めて部員全員へ周知している”との実践が報告された。その趣旨は、被処分者の適正手続保障にあるが、処分の内容および手続きが文章で定められていることにより、部員はルールを明確に意識し、納得した上で活動に参加することも期待できる。すなわち、部員における問題行動の抑制にも繋がるであろう。他方で、上級生が下級生に対して恣意的に課す罰などは、それが伝統的に当然のものであったとしても、体罰やハラスメントと評価される可能性が高い。このように、「部の規律を保つため」「競技力強化のため」といった名目で、暴力等が容認される環境を生まないためにも、暴力等の行為に対するサンクションを部則へ盛り込み、かつ事前に告知することは重要である点、重ねて強調したい。

2) 事故の予防

次に、練習中の事故や熱中症等について予防策を実施していると回答した大学は、8割に上った。ただし、“こまめな水分補給を行うようにしている”といった、一般的かつ即時的な対応がほとんどを占めていた。それに対して、“全員で事故予防に関する座学をした”“熱中症対策に関する資料を全員で確認した”“トレーナーまたはマネージャーを配置している”“アイスバスを設置している”といった取り組みも散見された。なお、予防策を実施していたとした大学は、ST群と比較してLT群において割合が多かったが、これは部員数の多い大学テニス部では、より組織的な対策を講じているためであると考えられる。

続いて、練習中の現場には指導者や責任者を配置していると回答した大学は、約4割であった。ただし、配置をしている大学であっても、毎回の活動に配置している事例は全体の約1割であった。その一方で、これまでに事故や熱中症などで対処に困ったことがあると回答した大学も、1割未満であった。もっとも、“突然倒れた者への対処が迅速でなかった”“コート内に日陰がなく、リーグ戦で熱中症になった”“脱水症状で救急搬送された”“ウォーミングアップ中に部員同士が衝突して脳震盪になった”“気温によって練習時間を変えるべきである”など、重大事故に繋がる可能性のある事象も報告された。

そもそも、スポーツ活動にはその楽しさの裏に、さまざまな怪我などのリスクが潜んでいる（山本ほか、

2020）。そこで、指導者の間では「怪我はつきもの」との文言が使われがちであるが、この思考には、事故の原因追及や安全対策の立案といったプロセスが一切放棄されかねないという、危険性もまた潜んでいる。例えば、内田（2018）は、国際的に定評のある医学雑誌British Medical Journalが、“accident”という文言の使用を禁止した事例を紹介した上で、その理由に関して、“accident”という文言には予見可能性がなく回避不可能であったというニュアンスがあるのに対して、たいていの傷害や突然の出来事は予測可能でかつ防御可能であると解説している。したがって、重大事故を予防するためには、“accident”を前提とした即時的な対応ではなく、事前に事故対応の体制を構築して「想定内」としておく必要があると考えられる。

そこで、SGCを参照すると、原則12において、危機管理体制を構築すべきとされている（表5）。もっとも、NFにおける危機管理は、災害対応や不祥事対応をその趣旨としているため、大学テニス部において直接参考にできるものではないが、部活動における事故や熱中症は、その部における危機状態であると考えられる。そこで、各大学テニス部に対しては、事故や熱中症が発生した際の対応を記載した、危機管理マニュアルの作成を提言したい。そして、危機管理マニュアルの作成は、可能な限り専門家による指導の下で行い、練習場所や部室などで常時閲覧可能な状態に置くことが望まれる。加えて、自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator：以下、AED）の設置場所や、大学内に設置されている保健センターなどの緊急連絡先は、部員全員で共有し、かつ活動場所に大きく掲出するべきである。また、“全員で事故予防に関する座学をした”“熱中症対策に関する資料を全員で確認した”“トレーナーまたはマネージャーを配置している”といった回答もみられたが、まさに医療の専門家による講義や勉強会を実施することが望ましいといえる。例えば、AEDを含む心肺蘇生法に関する実技講習の受講を必須とすることは、バイスタンダー（Mathias et al., 2017）による救命可能性の向上に大きく寄与すると考えられる。加えて、事故や熱中症は、本人が周囲に報告しづらい側面もあると考えられる。そこで、部員の体調や練習場周辺の天候に異変を感じたら、直ちに休ませるといった柔軟な判断ができるよう、指導者による練習の客観的な監視、および指導の体制構築がなお望ましいといえよう。これは、高校生がサッカー中に落雷で負傷した事故（最二小判平成18年3月13日判時1929号41頁）などにみられるような、天候に起因する事故の防止にも繋がると考えられる。

3) 適正な会計管理

最後に、部内の会計管理のために記録をつけていると回答した大学は約8割であった。もっとも、“盗難が発生したため管理体制に問題がある”“監督がボールを勝手に買いすぎて、部費が足りていない”といった回答もあった。これを踏まえてSGCを参照すると、原則6および一般スポーツ団体向けSGCの原則4において、適切な会計処理を行うための体制を構築すべきとされている(表5)。そこで、各大学テニス部においては、使途不明金や盗難

の発生を防止するために、複数名による部費の記録管理体制の構築を提言したい。また、部長や監督、主将などが無断で部費を使用できる状況を作らないためにも、予算管理や監査に関するシステムの導入も推奨される。

V. まとめ

本研究の目的は、大学テニス部におけるガバナンスの実態をSGCの趣旨に照らして把握することであった。調査対象校は、全日本学生テニス連盟に登録する268大学

表5 SGCの抜粋

原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	
(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること	① 外部理事 の目標割合(25%以上)及び 女性理事 の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
	② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
	③ アスリート委員会 を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること
(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	
(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること	① 理事の就任時の年齢に制限を設けること
	② 理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること
(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	
原則3 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	
(1) NF及びその役員等その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な 規程を整備 すること	
(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること	
(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	
(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	
原則5 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	
(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	
(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施 すること	
(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	
原則6 法務、会計等の体制を構築すべきである	
(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	
(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	
(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	
原則9 通報制度を構築すべきである	
(1) 通報制度を設ける こと	① 通報窓口をNF関係者等に周知すること
	② 通報窓口の担当者に、相談内容に関する 守秘義務 を課すこと
	③ 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止すること
(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	
原則10 懲罰制度を構築すべきである	
(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、 処分の内容 及び処分に至るまでの 手続 を定め、 周知 すること	
(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	
原則12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	
(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、 危機管理マニュアルを策定 すること	
(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	
(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること	
原則3 (一般スポーツ団体向け) 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	
(2) 指導者、 競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること 、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	
原則4 (一般スポーツ団体向け) 公正かつ適切な会計処理を行うべきである	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	

であり、各校の代表者に、調査協力校の属性、および AG-CT 尺度に関して Web 上で回答を求めた。そして、分析については単純集計およびクロス分析を行い、有意差検定はカイ二乗検定またはフィッシャーの正確確率検定を有意水準 5% で実施した。

そして、分析の結果、大学テニス部におけるガバナンスの実態が把握され、グッドガバナンスに向けては (1) 意思決定の過程で第三者による審査を行う、(2) 「代表選手選考の方法」や「罰則の内容および手続き」は文章化する、(3) 部員に対するコンプライアンス研修を実施する、(4) 幹部学年などに、守秘義務を伴う相談担当者を設置する、(5) 暴力等に対するサンクションを部則へ盛り込む、(6) スポーツ事故や熱中症の専門家による勉強会を開催する、(7) 事故や熱中症が発生した際の危機管理マニュアルを策定する、(8) 指導者による客観的な練習の監視を行う、および (9) 複数名による部費の記録管理体制を構築する、といった取り組みを行うべきであると提言した。

これまで、学生主体で行われる大学運動部のガバナンスに関する学術的研究はほとんど行われてこなかったが、今回、大学テニス部におけるガバナンスの実態を SGC の趣旨に照らして把握したことは、グッドガバナンスを通じた大学スポーツ界の発展に貴重な示唆を与えたと考えられる。今後は、本研究を基礎資料として、各大学テニス部において自発的なガバナンス強化が行われることを期待しつつ、他の競技を含めた大学、高等学校および中学校などの運動部全般におけるグッドガバナンスについても検討がなされることを期待したい。

付記

本研究は 2019 年度日本テニス学会研究奨励金および 2021 年度慶應矢上庭球会支援金の助成を受けて実施された。

謝辞

本研究の遂行にあたって終始ご支援を戴いた、慶應義塾大学大学院法務研究科の平野裕之教授に深謝の意を表す。また、本研究の細部にわたりご助言を戴いた、東京大学大学院教育学研究科の勝野正章教授、および日高一郎特任助教、ならびに慶應義塾大学法学部の工藤夏耶氏、ならびに八木法律事務所の八木由里弁護士に感謝の意を表す。そして、調査にご協力戴いた全日本学生テニス連盟の植野恵子事務局長、および各大学テニス部関係者の皆様をはじめ、ここに記しきれない多くの方々のご支援によって本研究が成立していることを銘記し、謝意を表す。

文献

- Akoglu, H. (2018) User's guide to correlation coefficients. *Turkish journal of emergency medicine*, 18 (3): 91-93.
- 坂東洋行 (2021) 会社法学からみたスポーツ団体ガバナンス. 名古屋学院大学論集社会科学篇, 57 (4): 49-98.
- Carnegie, G. D., and Tuck, J. (2010) Understanding the ABC of University Governance. *Australian Journal of Public Administration*, 69 (4): 431-441.
- Carron, A. V. (1982) Cohesiveness in Sport Groups: Interpretations and Considerations. *Journal of Sport Psychology*, 4 (2): 123-138.
- Crespo, M. and Reid, M. M. (2007) Motivation in Tennis. *British journal of sports medicine*, 41 (11): 6-21.
- 福留東土 (2013) アメリカの大学における理事会とガバナンス—ペンシルバニア州立大学の事例—. *KSU 高等教育研究*, 2: 33-45.
- 後藤正幸・酒井哲也・伊藤 潤・石田 崇・平澤茂一 (2003) 選択式・記述式アンケートからの知識発見. 早稲田大学理工学術院後藤研究室カンファレンス予稿集. <http://www.it.mgmt.waseda.ac.jp/mi-tech/member/goto/papers/E00145.pdf>, (最終閲覧日 2021 年 9 月 13 日).
- 長谷川誠 (2019) スポーツ活動におけるパワーハラスメント問題からみる指導者と選手の関係：A 大学アメリカンフットボール部「反則タックル問題」を事例に. *仏教大学教育学部学会紀要*, 18: 79-89.
- 早川吉尚 (2018) わが国のスポーツ仲裁の現状と展望. *法学セミナー*, 764: 23-26.
- 発田志音 (2021) テニス審判員の参加動機・満足度と活動頻度の関連—量的手法と質的手法の併用による検討—. *テニスの科学*, 29: 13-25.
- International Olympic Committee (2020) Olympic Games Tokyo. <https://olympics.com/ioc/overview>, (最終閲覧日 2021 年 9 月 12 日).
- JABF (2021) Outline of the JABF. <https://jabf-revival.com>, (最終閲覧日 2021 年 9 月 12 日).
- James, D. and Elizabeth, S. (2019) How Institutions and Social Identity Affect Policy Change: The Case of College Sports. Working Paper Series Northwestern Institute for Policy Research. <https://www.ipr.northwestern.edu/documents/working-papers/2019/wp-19-22rev.pdf>, (最終閲覧日 2021 年 9 月 9 日).
- 時事通信 (2021) 東京富士大の賠償増額 ソフト部元監督セクハラ—東京高裁. <https://www.jiji.com/jc/article?k=2021042201050&g=soc>, (最終閲覧日 2021 年 9 月 12 日).
- JTA (2021) Official Website of the JTA. <https://www.jta-tennis.or.jp/en/tabid/619/Default.aspx#anc03>, (終閲覧日 2021 年 9 月 12 日).
- 河鱈一彦 (2019) ラグビーワールドカップを終えて. *人間福祉学研究*, 12 (1): 3-5.
- 共同通信 (2018) 東洋大陸上部員に厳重注意. <https://jp.reuters.com/article/idJP2018101001002242>, (最終閲覧日 2021 年 9 月 12 日).

- Mathias, J. H., Mikael, V., Mikkel, S. A., Michael, W. D., and Lars, W. A. (2017) Bystander automated external defibrillator use and clinical outcomes after out-of-hospital cardiac arrest: A systematic review and meta-analysis. *Resuscitation*, 120: 77-87.
- 松山一紀 (2019) フォロワーシップとリーダーシップ: 日大アメフト事件を手がかりに. *商経学叢*, 65 (5): 243-262.
- 文部科学省 (2017) 第2期スポーツ基本計画. https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- 文部科学省 (2018) コンプライアンスに関する現況評価に関する調査研究. スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会. https://www.mext.go.jp/sports/content/20200916-spt_sposeisy-300000962_1.pdf, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- 村澤昌崇 (2014) 大学ガバナンスを考える: 諸々の調査から. *高等教育研究叢書*, 128: 52-73.
- 日大アメフト部 (2021) Nihon University American Football Club "Phoenix". <https://www.nu-phoenix.net>, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- 野沢絵梨・大谷俊郎 (2017) ライフスキルと集団凝縮性がテニスの競技力に及ぼす影響. *テニスの科学*, 25: 91-101.
- 大淵和憲 (2020) 伝統工芸産業の外部環境変化を巡る産地事業者の意識の検討. *日本デザイン学会研究発表大会概要集*, 67: 326-327.
- Pepijin, K. C., and Kavussanu, M. (2012) Achievement motivation across training and competition in individual and team sports. *Sport, Exercise, and Performance Psychology*, 1 (2): 91-105.
- Rothstein, B. (2012) *The Oxford handbook of Governance*. Oxford University Press.
- Rugby World Cup (2019) Rugby World Cup 2019. <https://www.rugbyworldcup.com>, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- スポーツ庁 (2019a) SGC. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- スポーツ庁 (2019b) SGC < NF 向け > https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887_1.pdf, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- スポーツ庁 (2019c) SGC < 一般スポーツ団体向け > https://www.mext.go.jp/sports/content/1420888_1.pdf, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- TMTA (2021) 定款. <http://www.tokyo-tennis.jp/pdf/corp/articles.pdf>, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- 東京証券取引所 (2021) コーポレートガバナンス・コード <https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf>, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- 内田 良 (2018) 学校管理下におけるスポーツ事故—エビデンスによる見える化活動. *法学セミナー*, 764: 42-43.
- UNIVAS (2021) 組織概要. <https://www.univas.jp>, (最終閲覧日 2021年9月12日).
- 矢嶋昌英・浅川康吉・山口晴保 (2011) 地域在住高齢者における「楽しさ」の因子構造について. *理学療法科学*, 26 (1): 95-99.
- 山本 衛・発田志音 (2020) テニス中の事故に伴う法的責任と現場の対応. *テニスの科学*, 28: 62-63.
- 山崎卓也 (2018) スポーツ法のこれからの役割—スポーツを通じて人権保障を実現する時代. *法学セミナー*, 764: 18-22.

付録

大学テニス部のグッドガバナンスに関するアセスメントシート	
2021年9月25日 作成 全日本学生テニス連盟	
大学名： 大学	
団体名： 部	
記入日： 年 月 日	
対応状況に関する自己評価 A：十分対応している B：一部対応している C：対応できていない 対応状況	
(1) 意思決定の過程で第三者による審査を実施しているか ・ 外部コーチやOBOGなど、学生とは年齢の離れている社会人による審査が適切である	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 「代表選手選考の方法」や「罰則の内容及び手続き」は文章化しているか (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 部員に対するコンプライアンス研修を実施しているか (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(4) 幹部学年などに、守秘義務を伴う相談担当者を設置しているか ・ 暴力、体罰、ハラスメント、いじめなどは、性質上相談が難しく、事案の把握が困難という側面がある	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(5) 暴力等に対するサンクションを部則へ盛り込んでいるか ・ 処分内容及び手続きを部則に盛り込み、事前に部員へ周知するべきである	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(6) スポーツ事故や熱中症の専門家による勉強会を開催しているか ・ AEDを含む心肺蘇生法に関する実技講習も、部員全員の受講が望ましい	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(7) 事故や熱中症が発生した際の危機管理マニュアルを策定しているか ・ 危機管理マニュアルは、練習場所や部室などで常時閲覧可能な状態に置くことが望まれる。 ・ AED設置場所や緊急連絡先は、部員全員で共有し、かつ活動場所に大きく掲出すべきである	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(8) 指導者による客観的な練習の監視を実施しているか (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(9) 複数名による部費の記録管理体制を構築しているか (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
*このアセスメントシートは、2019年度日本テニス学会研究奨励金の助成を受けて実施された。発田志音（慶應義塾大学法学部）・山本衛（弁護士・東京弁護士会）・平田大輔（専修大学文学部教授）・三橋大輔（筑波大学体育系 准教授）（2022）「大学テニス部のグッドガバナンスに関する調査—スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨に照らした検討—」の研究成果の一部です。	

